

防府市上下水道局発注工事等受注希望型指名競争入札実施要綱

平成19年6月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局が発注する建設工事等（防府市上下水道局発注工事等請負業者選定事務要綱（昭和63年3月1日制定。以下「選定要綱」という。）第1条に規定する「建設工事等」をいう。）を指名競争入札に付する場合において、相当数の建設業者等（選定要綱第1条に規定する「建設業者等」をいう。）に対し受注意欲及び技術的適正を把握するため、資料の提出を求める受注希望型指名競争入札の実施に関する事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 受注希望型指名競争入札の対象建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、選定要綱第4条に規定する指名業者審査委員会（以下「指名審査会」という。）で、受注希望型指名競争入札に適さないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 設計金額が1千万円以上1億5千万円未満の工事
- (2) 設計金額が1千万円以上の業務委託
- (3) 前二号以外で、指名審査会が受注希望型指名競争入札により実施することが適当であると認める工事又は業務委託

(募集対象者)

第3条 受注希望型指名競争入札に参加できる者は、選定要綱に基づく建設工事等入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の認定を受けている市内建設業者等（市内に主たる営業所を有している建設業者等）で、対象工事等ごとに次の基準により選択するものとする。ただし、指名審査会において必要と認めたときは、他の格付け等級の業者及び市外建設業者等（市外に主たる営業所を有する建設業者等）を参加させることができるものとする。

- (1) 土木一式工事

設計金額が3千万円以上の工事については、建設工事入札参加資格認定の格付等級がA等級の者、設計金額が3千万円未満の工事についてはB等級の者。

(2) 建築一式工事

設計金額が4千5百万円以上の工事については、建設工事入札参加資格認定の格付等級がA等級の者、4千5百万円未満の工事についてはB等級の者。

(3) 電気、管及び造園工事

建設工事入札参加資格認定の格付等級がA等級の者。

(4) 水道施設工事

設計金額が3千万円以上の工事については、建設工事入札参加資格認定の格付等級がA等級の者、3千万円未満の工事についてはB等級の者。

(5) 上記以外の工事については、工事の規模や経営事項審査の総合評定値等を勘案して対象工事ごとに指名審査会で定める。

(6) 業務委託については、建設コンサルタント登録、測量業者登録、建築士事務所登録等において該当する部門の登録を受けている者の中から施工実績等を勘案して対象ごとに指名審査会で定める。

(入札参加条件)

第4条 入札参加の条件は、次の各号に掲げるものとする。ただし、工事の特性によってはこれ以外にも必要な条件を付すことができる。また、入札までに入札参加条件を満たさなくなった者は、入札に参加できないものとする。

(1) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者の発行株式の50/100を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50/100を超える出資をしている建設業者若しくは代表権を有する役員を兼ねている建設業者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと。

(3) 協同組合等の各種団体及びその構成員が同一の対象工事等に参加申請をした場合のその協同組合等の各種団体でないこと。

(4) 防府市上下水道局指名業者選定の留意事項の運用基準（平成23年7月1日制定）の規定に抵触しないこと。

(5) 募集対象工事等に係る施工実績及び配置予定技術者の資料が提出できること。

(6) その他防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要

と認める条件を満たすこと。

(募集方法)

第5条 対象工事等の募集情報は、入札情報公開システムに掲載する。

- 2 前項の規定による募集の時期は、原則として毎週月曜日及び木曜日とし、当該日の正午までに掲載するものとする。ただし、当該日が休日の場合は、その翌日とする。
- 3 募集期間は、募集の日の翌日から起算して原則7日間とし、工事内容等により任意に定めるものとする。この場合において、土曜、日曜及び祝日等の休日は除くものとする。
- 4 募集情報に明示する事項は、工事（業務）種別、工事（業務）番号、工事（業務）名、工事（業務）場所、工事（業務）概要、工期（業務委託期間）、募集条件、提出書類、設計図書公開期間、入札参加資格確認申請書提出期限及び開札日等とする。

(入札参加申請)

第6条 受注希望型指名競争入札に参加しようとする者は、募集情報に明示した期日までに入札参加資格確認申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 施工（業務）実績調書（第2号様式）
- (2) 配置予定技術者の資格・工事等経験調書（第3号様式）
- (3) その他管理者が入札参加条件の確認に必要と認める書類

- 2 前項第1号の施工（業務）実績調書については、特に指定する場合を除き、選定要綱に基づく入札参加資格申請の際提出された建設工事等経歴書をもって代えることができるものとする。
- 3 第1項第2号の配置予定技術者の資格・工事等経験調書については、落札後に配置を予定している主任技術者、監理技術者、管理技術者又は照査技術者を記載するものとする。ただし、入札参加申請時に配置の技術者が特定できない場合には、3人を限度として複数の技術者について提出することができる。なお、申請書提出期限後の技術者の変更は認めないものとする。

(入札参加者の審査及び指名又は非指名)

第7条 管理者は、前条の規定による申請書等を受理した場合は、申請者につ

いて、入札参加条件に対する適否を審査し、入札参加条件を満たした者（以下「指名業者」という。）へ指名した旨を、入札参加条件を満たさないと認めるときは、その者に指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を明示して、募集情報に明示した期日までに通知する。

- 2 入札参加を認められなかった者は、非指名通知書に記載された日時までに非指名理由説明申請書（第4号様式）により非指名理由の説明を求めることができる。

（開札）

第8条 前条第1項に規定する審査の結果又は開札時において、入札参加者が1者となった場合であっても、開札を行うものとする。

（設計図書の配付等）

第9条 対象工事等の設計図書（防府市上下水道局設計図書ダウンロード頒布実施要領（平成27年4月1日制定。以下「ダウンロード要領」という。）第4条の(1)に規定する設計図書をいう。）の配付は、入札情報公開システムに掲載することによって行うものとする。

- 2 設計図書の配付に関する事項については、別途定めるダウンロード要領の規定によるものとする。
- 3 設計図書の閲覧は、募集日から入札検査室において行うものとする。
- 4 設計図書に関する質問は、工事内容質問書により設計図書に定めた期間、入札検査室において受け付けるものとする。また、質問に対する回答は、工事内容に関する質問回答表により設計図書に定めた期間、入札検査室において閲覧に供するとともに、入札情報公開システムに掲載するものとする。

（入札実施手続）

第10条 入札検査室長は、入札参加資格が決定された後、入札日時等を決定するものとする。

- 2 本要綱に定めのない入札実施手続に関する事項は、防府市上下水道局発注工事等競争入札執行事務要綱（昭和53年4月1日制定）等の規定によるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

業者コード				
-------	--	--	--	--

下記の工事(業務)について、防府市上下水道局発注工事等受注希望型指名競争入札の入札参加条件を満たしていますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事(業務)番号

2 工事(業務)名

3 工事(業務)場所

4 添付書類

(1) 施工(業務)実績調書(第2号様式)

(2) 配置予定技術者の資格・工事等経験調書(第3号様式)

(3) その他()

注 ① 提出数は1部とする。

② 上記添付書類のうち、本工事(業務)に不必要なものについては抹消すること。

施 工 (業 務) 実 績 調 書

(募集工事(業務)等名 : _____)

会社名 : _____

工 事 名 称 等	工事(業務)名	
	発注者名	
	工事(業務)場所	
	契約金額	
	工 期 (業務委託期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	元請 { 単体 / 共同企業体(出資比率 %) }
工 事 (業 務) 概 要	構造形式等	
	規模寸法等	
備 考		

- 注 ① 原則としてCORINS又はTECRISに登録されている工事等の施工(業務)実績を記載すること。(共同企業体の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)
- ② 工事(業務)場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
- ③ 受注形態は、該当しないものを抹消すること。
- ④ 募集情報において明示した施工(業務)実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- ⑤ 防府市上下水道局及び防府市発注以外の施工(業務)実績を記載する場合は証明するものを添付して下さい。
(契約書の写し、CORINS又はTECRISの竣工時工事等カルテの写し又は建設工事発注証明書等工事(業務)概要がわかるものをいずれか一部)

配置予定技術者の資格・工事等経験調書

会社名： _____

配置予定 技術者名		
法令による 免許	資格の名称	
	取得年月日	
	免許番号等	
営業所に置く 当該工種の 専任技術者氏名		

既 経 験 工 事 等 概 要	工事(業務)名		
	発注者名		
	工事(業務)場所		
	契約金額		
	工 期 (業務委託期間)	年 月 日 ~	年 月 日
	従 事 役 職	監理技術者	・ 主任技術者
		管理技術者	・ 照査技術者
工事(業務) 内 容			

- 注 ① 技術者としての資格を証するものの写しを添付すること。
 (監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しを添付)
 ※営業所専任技術者は、専任を要する工事現場には配置できません。
- ② 監理技術者及び主任技術者については、当該事業所との間で、申請日において3か月以上の雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。
- ③ 募集情報において、配置予定技術者の施工実績を求めている場合は、募集において明示した同種工事(業務)の実績を記載すること。
- ④ 従事役職は、該当しないものを抹消すること。
- ⑤ 配置予定技術者を特定できない場合で、複数の候補者(3人を限度とする。)を提出する場合は、全員について提出すること。

非指名理由説明申請書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付で、通知のあった下記の工事(業務)に係る入札参加の非指名理由の説明を求めます。

記

1 工事(業務)番号

2 工事(業務)名